

第29期定時株主総会  
その他の電子提供措置事項  
(交付書面省略事項)

会社の新株予約権等に関する事項  
会社の体制及び方針  
連結株主資本等変動計算書  
連結注記表  
株主資本等変動計算書  
個別注記表

(2024年10月1日から2025年9月30日まで)

HENNGE株式会社

## 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

|                                      |  |
|--------------------------------------|--|
|                                      | 第7回新株予約権   |
| 決議年月日                                | 2025年5月7日  |
| 付与対象者の区分及び人数※                        | 当社の従業員 291名 (注)1<br>当社の子会社の従業員 6名 (注)1   |
| 新株予約権の数※                             | 当社の従業員 2,713個 (注)1、2<br>当社の子会社の従業員 52個 (注)1、2  |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数※              | 普通株式 276,500株 (注)2<br>(新株予約権1個につき100株)   |
| 新株予約権の行使時の払込金額※                      | 新株予約権1個当たり176,400円 (注)3、4<br>(1株当たり1,764円)   |
| 新株予約権の行使期間※                          | 自 2028年5月8日<br>至 2031年12月31日   |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額※ | ①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。<br>②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。 |

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 新株予約権の行使の条件※              | <p>①新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員又は使用人であることを要する。</p> <p>②上記①にかかわらず、以下のいずれかの事由に該当した場合には、本新株予約権を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 新株予約権者が、割当日から本新株予約権の権利行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員又は使用人の地位に就いていない期間が生じた場合。ただし、出向、任期満了による退任、定年退職など当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。</li> <li>2 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合</li> <li>3 新株予約権者について破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合</li> <li>4 新株予約権者が差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合</li> <li>5 新株予約権者について、法令又は当社若しくは当社の子会社の社内規程に違反し、又は、当社又は当社の子会社に対する背信行為があった場合</li> <li>6 新株予約権者について、当社又は当社の子会社に対して、損害又は損害のおそれをもたらした場合</li> </ol> <p>③本新株予約権について1個未満の行使をすることはできない。</p> <p>④新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> |
| 新株予約権の譲渡に関する事項※           | 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。  |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※ | (注) 5   |

※新株予約権の発行時（2025年7月1日）における内容を記載しております。

(注) 1. 退職等による権利の喪失により、事業年度末時点における付与対象者の区分及び人数は、当社従業員289名、当社子会社6名、合計295名であり、その新株予約権の数は、当社子会社2,703個（270,300株）、当社子会社52個（5,200株）、合計2,755個（275,500株）となっております。

(注) 2. 新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」といいます。）は、新株予約権1個当たり100株とします。なお、付与株式数は、本議案の決議の日（以下「決議日」といいます。）の後、当社が当社普通株式につき、株式分割若しくは株式併合又は当社普通株式の株式無償割当て（以下総称して「株式分割等」といいます。）を行う場合、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割等の比率

当該調整後付与株式数を適用する日については、(注) 4 (2) ①の規定を準用します。

また、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができます。なお、決議日以降、当社が、当社普通株式の単元株式数変更（株式分割等を伴う場合を除きます。以下、単元株式数変更の記載につき同じ。）を行う場合には、当社は、当該単元株式数変更の効力発生日以降にその発行のための当社取締役会の決議が行われる本新株予約権について、当該単元株式数変更の比率に応じて付与株式数を合理的に調整することができます。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各本新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」といいます。）に通知又は公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告します。

(注) 3. 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本新株予約権行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とします。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」といいます。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」といいます。）の平均値（1円未満の端数は切り上げます。）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ取引日の終値。）のいずれか高い金額とします。ただし、行使価額は(注) 4に定める調整に服するものとします。

(注) 4. 行使価額の調整

(1) 割当日後、当社が当社普通株式につき、次の①又は②を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下「行使価額調整式」といいます。）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times 1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

② 当社が時価を下回る価額で、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含みます。）の行使による場合を除きます。）

$$\frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}$$

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既存発行株式数} + 1 \text{株当たりの時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

i 上記行使価額調整式において使用する「時価」は、調整後行使価額が適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除きます。）における上場金融商品取引所（ただし、当社普通株式を上場する金融商品取引所が複数の場合は、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる取引所）における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含み、以下同じ。）の平均値（円位未満小数第2位を四捨五入して、小数第1位まで算出。）とします。

ii 上記行使価額調整式において「既発行株式数」とは、基準日がない場合は調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日、基準日がある場合は基準日における当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とします。

iii 自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えま

す。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによります。

① 上記(1)①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日（基準日を定めないときは、その効力発生日）の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに本新株予約権を行使した（当該本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下「分割前行使株式数」といいます。）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

② 上記(1)②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用します。

(3) 上記(1)①及び②に定める場合の他、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整することができます。

(4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。ただし、当該適用日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(注) 5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下「組織再編行為」といいます。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいいます。）の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」といいます。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」といいます。）の本新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)3で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該本新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額」に準じて決定します。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による本新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項  
下記①、②、③、④、⑤又は⑥の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会の決議が不要の場合は、当社取締役会の決議がなされた場合。）は、当社の取締役会が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権の一部又は全部を取得することができます。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - ②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
  - ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
  - ④当社が完全子会社となる株式交付計画承認の議案
  - ⑤当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - ⑥新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- 上記のほか、「新株予約権の行使の条件」の定めにより本新株予約権の行使ができなくなった場合、当社の取締役会が別途定める日に当社は無償で当該本新株予約権の一部又は全部を取得することができます。
- (9) 新株予約権の行使の条件

「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。

(注) 6. 端数がある場合の取扱い

本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

(注) 7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとします。

### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、次のとおり、新株予約権の一部取得及び消却をいたしました。

| 取締役会決議日    | 取得日及び消却日   | 取得及び消却の対象となる<br>新株予約権の名称   | 取得及び消却した新株<br>予約権の個数及び株数 |
|------------|------------|----------------------------|--------------------------|
| 2025年2月21日 | 2025年3月8日  | 第5回新株予約権<br>(2023年2月10日発行) | 42個 (4,200株)             |
|            |            | 第6回新株予約権<br>(2024年7月1日発行)  | 37個 (3,700株)             |
| 2025年8月15日 | 2025年8月30日 | 第5回新株予約権<br>(2023年2月10日発行) | 107個 (10,700株)           |
|            |            | 第6回新株予約権<br>(2024年7月1日発行)  | 63個 (6,300株)             |
|            |            | 第7回新株予約権<br>(2025年7月1日発行)  | 5個 (500株)                |

## 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

当社は2024年12月24日開催の第28期定時株主総会の決議に基づき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しており、下記の「②業務の適正を確保するための体制の運用状況」については、移行後の運用状況の概要を記載しておりますが、本移行前においても監査役会又は監査役において、同様の体制を整備・運用しております。

#### ①業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

##### (a)取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(i)取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成され、法令、定款及び「取締役会規程」に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督します。

(ii)取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を監督します。

(iii)取締役会の意思決定機能の強化及び業務執行の効率化を図るため執行役員制を採用します。執行役員は、取締役会の決定のもと、取締役会及び代表取締役の委任に基づき、担当職務を執行します。

(iv)全ての取締役及び従業員が、企業の社会的責任を常に認識し、また、単に明文化された法令・ルールの遵守に留まらず、広く社会規範を遵守して行動ができるよう「コンプライアンス基本方針」及び「コンプライアンス規程」(以下、総称して「コンプライアンス規程等」といいます。)を制定し、コンプライアンス経営を実践します。

(v)「コンプライアンス規程等」に従い、コンプライアンス担当取締役を選任し、当該コンプライアンス担当取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当該委員会の定期的開催と内部通報窓口との連携を以って、取締役及び従業員の法令違反及びその発生可能性につきモニタリング、調査及び監督指導します。

(vi)コンプライアンス違反が発生した場合は、コンプライアンス委員会を中心として、代表取締役社長、取締役会、監査等委員会に報告される体制及び顧問弁護士に適宜相談、報告される体制を構築します。

##### (b)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

経営に関する重要文書、秘密情報及び個人情報について、法令、「情報管理規程」、「秘密情報・営業秘密に関する規程」、「個人情報取扱規程」及び「情報セキュリティ管理規程」等に定めるところにより、適切に記録・保存、管理します。

(c)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」及び「危機管理規程」を制定し、リスクの顕在化を予防するとともに、リスクが顕在化した際の迅速かつ適切な措置を講じる体制を整備します。

(d)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(i)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に係る事項を「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月1回開催する他、必要に応じて臨時に開催します。

(ii)取締役は、IT技術を活用し、迅速かつ的確な経営情報の把握に努めます。

(e)当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(i)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項について、当社の取締役会において、子会社の経営状況について定期的に報告を受け、業務の適正を確保します。

(ii)「リスク管理規程」に定めるリスク項目について、子会社の取締役会において、適宜評価を行い、リスクの顕在化を予防するとともに、リスクが顕在化した際の迅速かつ適切な措置を講じる体制を整備します。

(iii)当社の監査等委員会が選定する監査等委員は、子会社の内部統制システムが適切に整備されているかに留意し、必要に応じて法令等に定める権限を行使し、子会社の調査等を行います。

(iv)内部監査担当者は、定期的又は臨時に子会社の内部監査を実施し、内部統制の整備を推進するとともに、改善策の指導、実施の支援・助言等を行います。

(f)監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該取締役及び使用人に対する指示の実効性に関する体制

(i)監査等委員会が補助者の設置を希望する場合は、取締役と監査等委員会が意見交換を行

い、監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人を決定し、必要な人材を配置します。

- (ii)監査等委員会を補助する取締役及び使用人を設置した場合、当該取締役及び使用人は監査等委員会からの要請に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び上長等の指揮・命令を受けません。
- (iii)監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人の人事異動及び懲戒処分については、事前に監査等委員会の同意を必要とします。

(g)取締役及び使用人による監査等委員会への報告に関する体制

- (i)取締役及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員は、監査等委員会の求めに応じて速やかに業務執行状況を報告します。
- (ii)取締役、子会社の取締役は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査等委員会に報告します。
- (iii)従業員及び子会社の従業員が、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、内部通報窓口又はその他の方法により、監査等委員会に報告できる体制とします。
- (iv)上記により監査等委員会に報告を行った者に対して、不利益な取扱いを行わない体制とします。
- (v)コンプライアンス担当取締役は、内部通報制度の通報の事実について、適宜遅滞なく監査等委員会に報告を行います。

(h)その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (i)監査等委員は、取締役会の他、重要な意思決定プロセス及び業務の執行の状況を把握するため、重要な会議に出席し意見を述べるとともに、主要な決裁を求める書面その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員にその説明を求めることができます。
- (ii)監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理します。

②業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(a) 内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社のコーポレート部門がモニタリングするとともに、内部監査部門が内部監査を実施することで、内部統制システムの維持、改善を進めております。

(b) コンプライアンス

当社は、コンプライアンス委員会（当事業年度は16回開催）を法令遵守の取り組みを行うための中心的な機関と位置付け、当社の取締役及び使用人に対し、その階層に応じた必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行う等、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。また、当社は内部通報規程により社内及び社外に通報窓口を設けるなど、コンプライアンス確保の実効性向上に努めております。

(c) リスク管理体制

当社グループにおけるリスク管理体制は、危機管理規程に基づき、執行役員及び業務執行取締役が中心となり、必要に応じて関連部門及び外部協力者と緊密に連携し、迅速かつ冷静に対応する体制をとっております。また、取締役社長は、当該危機対応の内容、今後の対応方針及び予防策、危機対応に要した費用等の必要事項を取締役会にて報告する方針をとっております。危機管理規程では、危機の範囲を明確に定義し、人命の保護・救助を最優先事項とした対応方針を定めております。

(d) 内部監査

内部監査部門が作成した年間内部監査計画に基づき、当社グループの内部監査を実施しております。

## (2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針及び買収防衛策については、特に定めておりません。ただし、将来において当社の企業価値向上を目的として買収防衛策等の導入が必要になった場合は、導入を検討する方針であります。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2024年10月1日)  
(至 2025年9月30日)

(単位:千円)

|                     | 株主資本    |         |           |          |           |
|---------------------|---------|---------|-----------|----------|-----------|
|                     | 資本金     | 資本剰余金   | 利益剰余金     | 自己株式     | 株主資本合計    |
| 当期首残高               | 521,191 | 489,269 | 2,304,360 | △384,662 | 2,930,157 |
| 当期変動額               |         |         |           |          |           |
| 剩余金の配当              |         |         | △96,402   |          | △96,402   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |         |         | 1,358,412 |          | 1,358,412 |
| 自己株式の取得             |         |         |           | △467,997 | △467,997  |
| 自己株式の処分             |         | 4,163   |           | 17,010   | 21,173    |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |         |         |           |          |           |
| 当期変動額合計             | -       | 4,163   | 1,262,010 | △450,987 | 815,186   |
| 当期末残高               | 521,191 | 493,432 | 3,566,370 | △835,649 | 3,745,343 |

|                     | その他の包括利益累計額  |         |          |               | 新株予約権   | 非支配株主持分 | 純資産合計     |
|---------------------|--------------|---------|----------|---------------|---------|---------|-----------|
|                     | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 為替換算調整勘定 | その他の包括利益累計額合計 |         |         |           |
| 当期首残高               | -            | -       | 974      | 974           | 55,537  | -       | 2,986,668 |
| 当期変動額               |              |         |          |               |         |         |           |
| 剩余金の配当              |              |         |          |               |         |         | △96,402   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |              |         |          |               |         |         | 1,358,412 |
| 自己株式の取得             |              |         |          |               |         |         | △467,997  |
| 自己株式の処分             |              |         |          |               |         |         | 21,173    |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 2,873        | 3,825   | 9,404    | 16,103        | 75,546  | △49,518 | 42,131    |
| 当期変動額合計             | 2,873        | 3,825   | 9,404    | 16,103        | 75,546  | △49,518 | 857,317   |
| 当期末残高               | 2,873        | 3,825   | 10,378   | 17,077        | 131,083 | △49,518 | 3,843,985 |

## 連結注記表

### 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

台灣惠頂益股份有限公司

HENNGE Inc.

なお、HENNGE Inc. については、新規設立に伴い当連結会計年度から連結子会社に含めることとしました。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は部分純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

###### ② デリバティブ

時価法を採用しております。

###### ③ 棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

(ただし、2016年4月1日以降取得した建物については定額法を採用しております。)

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～18年

工具、器具及び備品 3年～20年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 2～5年

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度末において貸倒引当金は計上しておりません。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。また、収益は、顧客との契約において約束された対価から販売奨励金等の顧客に支払われる対価を控除した金額で測定しております。なお、顧客との契約の履行義務に対する対価は、履行義務の充足前に契約負債として受領する場合を除き、履行義務充足後、概ね1年以内に受領しており、契約における重要な金融要素は含んでおりません。

① HENNGE One事業

企業が利用する様々なクラウドサービスに対して横断的に、セキュアなアクセスとシングルサインオンを実現するサービスを提供しております。主にSaaSの形態でサービスを提供しており、サービス料を年額で定額課金するサブスクリプション型のため、契約期間にわたってサービスを提供する義務があり、契約に定められたサービス提供期間で義務を履行するにつれて顧客が便益を享受すると考えられることから、契約に定められたサービス提供期間にわたり収益を認識しております。

## ② プロフェッショナル・サービス及びその他事業

主にメールを携帯・PC・スマートフォンに大量かつ高速に配信するクラウド型のメール配信サービスや、メールをセキュアに大量かつ高速に配信するオンプレミス型のメール配信パッケージソフトウェアを提供しております。クラウド型については、契約期間にわたってサービスを提供する義務があり、契約に定められたサービス提供期間で義務を履行するにつれて顧客が便益を享受すると考えられることから、契約に定められたサービス提供期間にわたり収益を認識しております。オンプレミス型については、ライセンスを顧客に供与する際の約束の性質が、ライセンスが供与される時点で知的財産を使用する権利に該当するため、一時点で収益を認識しております。また、オンプレミス型に係るサポートサービスについては、契約期間にわたってサービスを提供する義務があり、契約に定められたサービス提供期間で義務を履行するにつれて顧客が便益を享受すると考えられることから、契約に定められたサービス提供期間にわたり収益を認識しております。

## (5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

### ① 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

### ② 重要なヘッジ会計の方法

#### ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

#### ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段：為替予約

ヘッジ対象：外貨建予定取引

#### ヘッジ方針

デリバティブ取引に係る社内規程に基づき、将来の為替変動リスクを回避する目的でヘッジ手段を利用してあります。

#### ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、ヘッジ開始以降のキャッシュ・フロー変動を相殺できるため、連結決算日における有効性の評価を省略しております。

5. 金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

## 会計上の見積りに関する注記

翌連結会計年度の連結計算書類等に重要な影響を及ぼすリスクがある会計上の見積りはありません。

## 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 199,585千円

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済み株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度<br>期首の株式数 | 当連結会計年度<br>増加株式数 | 当連結会計年度<br>減少株式数 | 当連結会計年度<br>末の株式数 |
|-------|-------------------|------------------|------------------|------------------|
| 普通株式  | 32,500,600株       | —                | —                | 32,500,600株      |

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

| 決議                    | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日       |
|-----------------------|-------|----------------|-----------------|------------|-------------|
| 2024年12月24日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 96,402         | 3               | 2024年9月30日 | 2024年12月26日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2025年12月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案いたします。

配当金額の総額 159,250千円

1株当たり配当額 5円

基準日 2025年9月30日

効力発生日 2025年12月26日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(3) 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の数

普通株式 175,000株

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い預金等に限定し、資金調達については主に自己資金で賄っております。

デリバティブは、為替の変動リスクに対するヘッジ目的のために利用し、投機的な取引は行いません。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されており、外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に事業所等の建物の賃借に伴うものであり、これらは貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのすべてが1年以内の支払期日となっておりますが、外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

転換社債型新株予約権付社債は、為替の変動リスク及び流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建て仕入れの決済資金の調達における為替の変動リスクのヘッジを目的とした取引であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク管理

取引先ごとに残高及び回収期日を管理し、取引先の状況を定期的にモニタリングすることで、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ② 市場リスク管理

為替変動リスク及び市場価格変動リスクについては、損失を最小限に抑えるため、為替の変動及び投資先の財務状況を定期的にモニタリングしております。

##### ③ 流動性リスク管理

当社グループは財務部門にて、手許流動性を加味した予定資金繰表を適時に作成することで、流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価額に基づく価額のほか、市場価額のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|                   | 連結貸借対照表計上額 | 時価        | 差額      |
|-------------------|------------|-----------|---------|
| (1) 投資有価証券（※2）    | 915,287    | 915,287   | —       |
| (2) 敷金及び保証金       | 662,114    | 574,663   | △87,452 |
| 資産計               | 1,577,402  | 1,489,950 | △87,452 |
| (3) 転換社債型新株予約権付社債 | 148,146    | 148,146   | —       |
| 負債計               | 148,146    | 148,146   | —       |
| (4) デリバティブ取引（※3）  | 52,809     | 52,809    | —       |

(※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」は、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから注記を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は「(1) 投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

| 区分        | 当連結会計年度 |
|-----------|---------|
| 非上場株式     | 321,741 |
| 投資事業組合出資金 | 119,717 |

投資事業組合出資金は「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注) 有価証券に関する事項

(1) 投資有価証券

(単位：千円)

| 区分                     | 連結貸借対照表計上額 | 取得原価    | 差額     |
|------------------------|------------|---------|--------|
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの  |            |         |        |
| 債券                     | 362,034    | 357,907 | 4,127  |
| その他                    | 5,782      | 5,713   | 69     |
| 小計                     | 367,815    | 363,620 | 4,196  |
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの |            |         |        |
| 債券                     | 497,472    | 502,412 | △4,940 |
| その他                    | 50,000     | 50,000  | —      |
| 小計                     | 547,472    | 552,412 | △4,940 |
| 合計                     | 915,287    | 916,032 | △744   |

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

| 区分       | レベル1 | レベル2    | レベル3   | 合計      |
|----------|------|---------|--------|---------|
| 投資有価証券   |      |         |        |         |
| その他有価証券  |      |         |        |         |
| 社債       | —    | 859,506 | —      | 859,506 |
| その他      | —    | 5,782   | 50,000 | 55,782  |
| デリバティブ取引 |      |         |        |         |
| 通貨関連     | —    | 52,809  | —      | 52,809  |
| 資産計      | —    | 918,097 | 50,000 | 968,097 |

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

| 区分            | レベル1 | レベル2    | レベル3    | 合計      |
|---------------|------|---------|---------|---------|
| 敷金及び保証金       | —    | 574,663 | —       | 574,663 |
| 資産計           | —    | 574,663 | —       | 574,663 |
| 転換社債型新株予約権付社債 | —    | —       | 148,146 | 148,146 |
| 負債計           | —    | —       | 148,146 | 148,146 |

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

社債は相場価格を用いて評価しております。当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

外貨建MMPの時価は、取引金融機関から提示された価格によっており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

非上場株式の新株予約権は、過去の取引価格を基礎として、金融商品の価値に影響を与える事象を考慮して、直近の時価を見積もっており、レベル3の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約及び通貨オプションの時価は、取引金融機関から提示された公正価値を使用しているため、レベル2の時価に分類しております。

#### 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、返還予定時期を合理的に見積り、将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債は、観察できない時価の算定に係るインプットを使用して時価を算定しているため、その時価をレベル3に分類しております。

(注2) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報  
レベル3に該当する金融商品に重要性がないため、記載を省略しております。

### 収益認識に関する注記

#### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

| 売上区分                  | 金額         |
|-----------------------|------------|
| HENNGE One事業          | 10,258,737 |
| プロフェッショナル・サービス及びその他事業 | 664,826    |
| 顧客との契約から生じる収益         | 10,923,564 |
| その他の収益                | －          |
| 外部顧客への売上高             | 10,923,564 |

#### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

|                     | 金額        |
|---------------------|-----------|
| 顧客との契約から生じた債権（期首残高） | 186,947   |
| 顧客との契約から生じた債権（期末残高） | 190,578   |
| 契約負債（期首残高）          | 3,749,044 |
| 契約負債（期末残高）          | 4,680,435 |

契約負債は、主として顧客からの前受収益に関するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。なお、当連結会計年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債に含まれていた金額は3,370,097千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

|      | 金額        |
|------|-----------|
| 1年以内 | 4,607,554 |
| 1年超  | 72,881    |
| 合計   | 4,680,435 |

## 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 118円 13銭
- 1株当たり当期純利益 42円 40銭

## 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 株主資本等変動計算書

(自 2024年10月1日)  
(至 2025年9月30日)

(単位:千円)

|                     | 株主資本    |         |          |         |           |
|---------------------|---------|---------|----------|---------|-----------|
|                     | 資本金     | 資本剰余金   |          | 利益剰余金   |           |
|                     |         | 資本準備金   | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金  |
| 当期首残高               | 521,191 | 486,891 | 2,378    | 489,269 | 2,305,778 |
| 当期変動額               |         |         |          |         |           |
| 剰余金の配当              |         |         |          |         | △96,402   |
| 当期純利益               |         |         |          |         | 1,422,912 |
| 自己株式の取得             |         |         |          |         |           |
| 自己株式の処分             |         |         | 4,163    | 4,163   |           |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |         |         |          |         |           |
| 当期変動額合計             | -       | -       | 4,163    | 4,163   | 1,326,510 |
| 当期末残高               | 521,191 | 486,891 | 6,541    | 493,432 | 3,632,288 |
|                     |         |         |          |         |           |

|                     | 株主資本     |           | 評価・換算差額等     |         |            | 新株予約権   | 純資産合計     |
|---------------------|----------|-----------|--------------|---------|------------|---------|-----------|
|                     | 自己株式     | 株主資本合計    | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 |         |           |
| 当期首残高               | △384,662 | 2,931,575 | -            | -       | -          | 55,537  | 2,987,112 |
| 当期変動額               |          |           |              |         |            |         |           |
| 剰余金の配当              |          | △96,402   |              |         |            |         | △96,402   |
| 当期純利益               |          | 1,422,912 |              |         |            |         | 1,422,912 |
| 自己株式の取得             | △467,997 | △467,997  |              |         |            |         | △467,997  |
| 自己株式の処分             | 17,010   | 21,173    |              |         |            |         | 21,173    |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |          |           | 2,873        | 3,825   | 6,699      | 75,546  | 82,245    |
| 当期変動額合計             | △450,987 | 879,687   | 2,873        | 3,825   | 6,699      | 75,546  | 961,931   |
| 当期末残高               | △835,649 | 3,811,261 | 2,873        | 3,825   | 6,699      | 131,083 | 3,949,043 |

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は部分純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### ② デリバティブ

時価法を採用しております。

##### ③ 棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

（ただし、2016年4月1日以降取得した建物については定額法を採用しております。）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～18年

工具、器具及び備品 3年～20年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 2～5年

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度末において貸倒引当金は計上しておりません。

#### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

### (4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。また、収益は、顧客との契約において約束された対価から販売奨励金等の顧客に支払われる対価を控除した金額で測定しております。なお、顧客との契約の履行義務に対する対価は、履行義務の充足前に契約負債として受領する場合を除き、履行義務充足後、概ね1年以内に受領しており、契約における重要な金融要素は含んでおりません。

#### ① HENNGE One事業

企業が利用する様々なクラウドサービスに対して横断的に、セキュアなアクセスとシングルサインオンを実現するサービスを提供しております。主にSaaSの形態でサービスを提供しており、サービス料を年額で定額課金するサブスクリプション型のため、契約期間にわたってサービスを提供する義務があり、契約に定められたサービス提供期間で義務を履行するにつれて顧客が便益を享受すると考えられることから、契約に定められたサービス提供期間にわたり収益を認識しております。

#### ② プロフェッショナル・サービス及びその他事業

主にメールを携帯・PC・スマートフォンに大量かつ高速に配信するクラウド型のメール配信サービスや、メールをセキュアに大量かつ高速に配信するオンプレミス型のメール配信パッケージソフトウェアを提供しております。クラウド型については、契約期間にわたってサービスを提供する義務があり、契約に定められたサービス提供期間で義務を履行するにつれて顧客が便益を享受すると考えられることから、契約に定められたサービス提供期間にわたり収益を認識しております。オンプレミス型については、ライセンスを顧客に供与する際の約束の性質が、ライセンスが供与される時点で知的財産を使用する権利に該当するため、一時点で収益を認識しております。また、オンプレミス型に係るサポートサービスについては、契約期間にわたってサービスを提供する義務があり、契約に定められたサービス提供期間で義務を履行するにつれて顧客が便益を享受すると考えられることから、契約に定められたサービス提供期間にわたり収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

② 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段：為替予約

ヘッジ対象：外貨建予定取引

ヘッジ方針

デリバティブ取引に係る社内規程に基づき、将来の為替変動リスクを回避する目的でヘッジ手段を利用しております。

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、ヘッジ開始以降のキャッシュ・フロー変動を相殺できるため、決算日における有効性の評価を省略しております。

(6) 金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

## 会計上の見積りに関する注記

翌事業年度の計算書類等に重要な影響を及ぼすリスクがある会計上の見積りはありません。

## 貸借対照表に関する注記

|                                 |           |
|---------------------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額               | 199,585千円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権・債務（区分表示したものを除く） |           |
| 関係会社に対する短期金銭債権                  | 9,960千円   |
| 関係会社に対する長期金銭債権                  | 6,266千円   |
| 関係会社に対する短期金銭債務                  | 9,902千円   |

## 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 営業取引による取引高      |         |
| 売上高             | 5千円     |
| 販売費及び一般管理費      | 6,001千円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 |         |
| 営業外収益           | 9,902千円 |

## 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当該事業年度期首の株式数 | 当該事業年度増加株式数 | 当該事業年度減少株式数 | 当該事業年度末の株式数 |
|-------|--------------|-------------|-------------|-------------|
| 普通株式  | 366,654株     | 300,078株    | 16,200株     | 650,532株    |

(注) 1. 自己株式の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得300,000株等によるものであります。  
2. 自己株式の減少は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分16,200株によるものであります。

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 未払事業税           | 32,014千円 |
| 賞与引当金           | 134,401  |
| 株式報酬費用          | 16,532   |
| ソフトウエア          | 23,246   |
| 減価償却超過額         | 13,107   |
| 資産除去債務          | 66,473   |
| 投資有価証券評価損       | 19,587   |
| 関係会社株式評価損       | 81,864   |
| その他             | 42,569   |
| 繰延税金資産小計        | 429,793  |
| 評価性引当額          | △166,415 |
| 繰延税金資産合計        | 263,378  |
| 繰延税金負債          |          |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △43,916  |
| その他有価証券評価差額金    | △1,322   |
| 繰延税金負債合計        | △45,239  |
| 繰延税金資産の純額       | 218,139  |

## 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

| 種類  | 会社等の名称      | 議決権等の所有割合(%) | 関連当事者との関係            | 取引内容             | 取引金額(千円) | 科目          | 期末残高(千円) |
|-----|-------------|--------------|----------------------|------------------|----------|-------------|----------|
| 子会社 | HENNGE Inc. | 直接<br>51.0   | 出資及び転換社債型新株予約権付社債の引受 | 転換社債型新株予約権付社債の引受 | 281,307  | 関係会社<br>社債  | 281,307  |
|     |             |              |                      | 利息の受取<br>(注)     | 6,130    | その他投資その他の資産 | 6,266    |

(注) 社債の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

## 収益認識に関する注記

連結注記表の「収益認識に関する注記」と同一であるため、記載を省略しております。

## 1 株当たり情報に関する注記

- |                |          |
|----------------|----------|
| 1. 1 株当たり純資産額  | 119円 87銭 |
| 2. 1 株当たり当期純利益 | 44円 41銭  |

## 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。